

公益社団法人十日町法人会
会長 滝沢 重雄 様

十日町税務署長（官印省略）

インボイス制度に関する申請書等の提出先及び様式変更等について

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インボイス制度に関する書面の申請書等の郵送による提出先及び国税システムの更改に伴う様式変更等に関して、貴会の会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 インボイス制度に関する書面の申請書等の郵送による提出先

（1）令和 8 年 9 月 23 日（水）まで

これまでと同様、管轄の各国税局（沖縄国税事務所）のインボイス登録センター宛に郵送願います。

（2）令和 8 年 9 月 24 日（木）以降

管轄の各国税局（沖縄国税事務所）の業務センター宛に郵送願います。

なお、業務センターの所在地（郵送先）については、国税庁ホームページをご確認ください。

（注）令和 8 年 7 月 10 日からは、全税務署が内部事務のセンター化の対象署となります。

2 インボイス制度に関する申請書等の様式変更

令和 8 年 6 月以降、インボイス制度に関する申請書等を含む国税関係の各種様式が変更となります。

変更後においては、新様式（AI-OCR 様式）により提出するようお願いします。

3 インボイス制度に関する申請等の早期提出のお願い

国税システムの更改に伴い、以下の期間は e-Tax が利用できないほか、インボイス登録等の処理に時間を要する場合があります。

このため、インボイス制度に関する申請等を予定している場合には、余裕を持って手続きを行うようお願いします。

【e-Tax 利用停止期間】

- ・ 令和 8 年 9 月 19 日（土）0 時～9 月 24 日（木）8 時 30 分
- ・ 令和 8 年 9 月 26 日（土）0 時～24 時

（参考）国税庁ホームページ リンク集

- ・ 各局（所）インボイス登録センターのご案内

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_yuso.htm

- ・ 税務署の内部事務のセンター化について

https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm

- ・ 国税システムの更改について

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/system.htm>